

平成 18 年 1 月 23 日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
部会長 田中 勝 様

容器包装リサイクル法の改正を求める
全国ネットワーク

「最終とりまとめ」(案)に関する緊急意見

(意見主旨)

「費用の一部を事業者が負担する」を明記し、「再商品化の合理化の程度等を勘案して」の文言を削除すること、もしくは両論併記すること。

(その理由)

1. 「再商品化の合理化の程度等を勘案して事業者が市町村に資金を拠出する」ことは、分別基準を厳しくすることで余った費用を自治体に振り向けるということであり、拡大生産者責任の徹底にはなっていません。
2. しかも、「再商品化の合理化」が完了した時点で拠出する資金は無くなってしまうので、普遍性のある制度にはなりえません。
3. さらに、「分別基準を厳しくする」ことは、市町村からの排出抑制にはつながりますが、事業者への発生抑制には効果がありません。レジ袋の有料化が事業者の自主取り組みでは徹底できないのと同じ様に、自主的な行動だけでは 3R の推進は困難と考えます。

以上

(参考試算数値)

最終とりまとめ(案)が実施された場合の費用負担を試算してみると、

- ・消費者はレジ袋有料化で 750 億円の負担増、
- ・自治体は収集選別等の追加費用が 180 億円増、
- ・事業者は 715 億円の負担が軽減する可能性につながると計算でき、
とても、「3者に公平な見直し」とは言えません。